

自治会まちづくりミーティング（要旨）

1. 自治会等の名称 那加第 1 自治会連合会・尾崎自治会連合会
2. 日 時 令和元年 7 月 17 日（水）19 時 00 分～20 時 45 分
3. 場 所 那加西福祉センター
4. 出 席 者 自治会長 18 名、 市長・都市建設部次長兼道路課長

〈内容〉

○連合会長あいさつ

○市長あいさつ

○テーマ概要

テーマ①：大津市で園児が死亡した交通事故を受けた市の対策等について

テーマ②：防災訓練の在り方について

テーマ③：これからの地域活動をふまえて

○提言による懇談

テーマ①：大津市で園児が死亡した交通事故を受けた市の対策等について

〈長塚町自治会長〉

大津市で園児が死亡した交通事故を受けた市の対策等につきまして、提言させていただきます。今年 5 月 8 日午前 10 時過ぎに滋賀県大津市の県道交差点にて、軽乗用車が歩道に突っ込み、園児 2 名が死亡し、園児、保育士 13 名が重軽傷を負うという痛ましい事故が発生しました。各務原市は、5 月 23 日にこの事故を受け、全国的にも早い取り組みとして、9 月までに市内の保育所などの散歩コースの交差点や、小学校の校門前の歩道に防護柵を設置すると発表されたとの新聞報道を読みました。私は 5 月 13 日に那加第 1 小学校の校庭でありました見守り隊と児童との対面式の時に、町内の児童全員に「皆さんは伝統のある那加第 1 小学校の大事な、大事な宝です。交通ルールを守って元気よく登下校してください。」と言いました。子どもの命を守るための方策として、全国的にも早い取り組みに期待していますので、今一度、とりわけ那加地区を中心に設置の場所や設置方法等、詳細な説明を頂ければ幸いです。よろしくをお願いします。

〈市長〉

ご提言ありがとうございました。大津市の事故につきましては、皆様もテレビや新聞等でご承知かと思えます。5 月 8 日に発生した、本当に痛ましい事故で心痛むばかりだったと思えます。親さんのお気持ちを考えますと、本当に悲しい事故であったと思えます。

本市では、今回のこの事故をうけ、5 月 8 日の事故発生の翌日に、市内全般的に調査するよう指示を出しました。そして、まずは幼稚園、保育所について、散歩する際に、どの交差点を横断するのか、横断歩道ではどこで待機しているのか、道路の左右どちら側を通行するのかなど、具体的なルート of 把握をしました。また、合わせて幼稚園教諭や保育士に、散歩コースに関して、危ないと感じる箇所の意見を聞き、現場も確認しました。

また、同時に市内全図にセンターラインのある歩道付きの道路と通学路を落とし込み、小学校

の出入り口や交差点を抽出したのちに、現地を確認し、防護柵の設置状況について調査をしました。これらを調査した結果、小学校の出入口や交差点は、多くは縁石などの設置によって、安全対策はされているという状況ですが、109カ所の交差点等で防護柵が設置されていないことが分かり、安全対策の必要があることが判明しました。先程、5月23日に新聞に掲載されていたということですが、これは定例記者会見にて発表したということ、方針は、それより前に決めていたということです。これらの対策については、交差点の巻き込み部や横断歩道の袖に防護柵を設置し、待ち場の安全確保を図ることとしました。なお、今年度につきましては、新聞報道のとおり、散歩コースで9カ所、小学校出入口で10カ所、小学校に近い通学路交差点で8カ所の合計27カ所の交差点等に防護柵を設置します。なぜ、校門や学校に近い所ということですが、やはり学校に近づくほど、児童数が増えるということから、まずは重点的に子ども達の数が多いところから、防護柵を設置する方針で進めてまいります。この27カ所については、既に業者は決定済みで、9月末までに完成する予定となっています。残る82カ所につきましては、来年度に全て設置するという方針です。ここまではハード整備についてです。

次にソフト面の安全対策として、散歩する際には、交通安全の旗の使用を徹底するほか、子ども達の交通安全指導についても、これまで以上に取り組みを進めています。本市では交通専任指導員2名を配置し、幼稚園や保育園の園児及び、小学校の1・2年生に対して正しい歩行の仕方を、また、小学校3年生に対しては正しい自転車の乗り方教室を実施しています。今回の事故を受け、道路の渡り方などの交通マナーに加え、交差点における注意事項についても今まで以上に注意喚起を図ってまいります。

子どもの命を守るのは、行政に課せられた使命の最大ポイントの一つという考えに基づき、園児や児童らを悲惨な交通事故からしっかり守る安全対策を着実に進めてまいります。

それでは、ここからは先程の提言にございました「具体的な」という部分について、道路課長より説明します。

〈道路課長〉

それでは、具体的にどのようなことを実施していくのかを説明します。通常、歩道と車道を縁石で分けることがこれまでの道路構造規定の設計要領で決められており、安全対策の一つとされています。例えば交差点で横断歩道が設置された場合、市道では縁石で歩道が囲われている状態が、安全対策が実施されているものと言われています。国道等になりますとスピードを出した車が走ることから、交差点の巻き込み部分にガードパイプの設置が公安委員会から指示されたりします。このような場合のみ、これまでは道路管理者は、防護柵を設置しましたが、基本的には縁石で囲むという方法が安全と言われていました。

一方、大津の事故をみますと、このような歩車道境界ブロック（縁石）だけで安全対策をしていたところに、車が突っ込んだというのが実態です。かねてより、このような場所は防護柵が必要ではないかと検討がされており、平成26年に、歩車道を防護柵で分離することを標準とするように道路設計要領が変わりました。これ以降は、本市においても道路拡幅や歩道整備をする際には、歩車道境界ブロックの代わりに防護柵を設置しています。それ以前に整備された場所で防護柵を設置していたという例はほとんど無かったというのが実態でしたので、今回しっかりと市内の横断歩道がある交差点の状況を把握したところ、全部で109カ所防護柵が設置されていなかったという結果となりました。市長の説明にもございましたが、この調査で109カ所を把握

した時点で市としては、積極的に安全対策をしていかなければならないと認識しています。しかしながら、財源も必要となりますので、計画的に行う所と、緊急的に行う所に分けまして、今回緊急的に行う所として、学校から500m圏内にある場所ということに基づき、今年度予算で早急に対応することとし、速やかに発注の手配を整えました。一方、残りの82か所につきましては、国からの補助金を利用して、来年度に全て行う事としています。

具体的に那加地区で実施します場所については、まず、雄飛ヶ丘保育園の園児さんが散歩ルートとして通っていた、いちょう通りの大島家具の前の交差点です。こちらは、4方向に横断歩道がありますが、全く防護柵が設置されていませんので、巻き込み部及び、袖の部分に防護柵を設置してまいります。次に尾崎保育所ですが、この尾崎の中央通りですが、ここも尾崎保育所の園児さんが散歩されるということです。ここは、既に巻き込み部には防護柵が設置されていたのですが、袖の部分に設置されていませんでしたので、今回設置いたします。次に、那加中央保育所で学園通りの各務原西高校東でT字路のところですが、こちらにも、横断歩道があり、西側には袖の部分には防護柵がありますが、東側には防護柵がありませんので、東側にも設置します。次に尾崎小学校の校門の前ですが、校門入り口は設置できませんが、袖の部分両側と巻き込み部分に防護柵を設置してまいります。次に、那加1小校区では、いちょう通りを渡る変則交差点ですが、ここには東西方向に横断歩道があり、こちらにも車が飛び込む可能性がありますので、この部分について防護柵を設置していこうと考えています。以上のとおり、横断歩道の前後に設置してまいります。しかし、土地利用の関係で、例えば家があって車を乗り入れしている所などは閉めきるわけにはいきませんので、現場の状況に応じてお住まいの方とお話をさせていただきながら、少しでも多く設置できるように努めてまいります。このようなことを進めていくことによって交差点内の安全が確保され、子どもの安全が確保されることとなります。また、私どもの気づかない地域の実情などございましたら、教えていただきたいと思います。

〈尾崎南町3丁目自治会長〉

蘇原街道から尾崎へ入るT字路の交差点がありますが、非常に変則な交差点で、蘇原街道には横断歩道に信号が着いていますが、尾崎に入る方の道路には歩道の信号が着いていません。かつ中学生が自転車でこの横断歩道を渡るのですが、横断歩道に信号がなく、またメインの信号も西から東に渡ろうとしますと、全く見えません。是非解決の検討をお願いします。

〈道路課長〉

早速、地域の危険箇所を教えてくださいありがとうございます。信号機に関する事ですので、所管は公安委員会（警察）になりますが、現場を確認して市より公安委員会の方へ問い合わせをさせていただきます。

〈新加納町第1自治会長〉

防護柵とガードレールの違いについて教えてください。

〈道路課長〉

設置の目的によって変わります。例えば、歩道の付いていない道路で反対側が崖となっていた場合、歩道が付いていませんので、この場合設置するのはガードレールです。これが歩道のある場合は、歩道と車道を区切るのが防護柵です。歩道があるか無いかで使い分けます。次に防護柵にも2種類あり、一つは車両用防護柵、もう一つが歩行者自転車用柵です。こちらは強度が違います。車両用防護柵は車がある一定の角度とスピードでぶつかったとき、曲がって力を吸収して

車両が歩道内に入らないようにするものです。一方、歩行者自転車用柵は、歩行者が道路に安易に飛び出さないようにする柵で、強度は弱いものとなります。今回市が設置しますのは、歩道と車道の間に設置するものですので、防護柵で車両用防護柵となります。

〈尾崎西町 2 丁目第 3 自治会長〉

那加第 1 小学校や尾崎小学校の前の道はそれほど広い道ではないのですが、道路上にスクールゾーン 30 キロの標示が無いので皆さんスピードを出されているように思われます。スクールゾーンの標示や交差点の道路上に着色してスピードを抑えられる方策を要望します。

〈道路課長〉

理想的には、歩道と車道を分離することが一番良い方策だと思いますが、現実には道路の幅が狭いこともありなかなかできません。これを何とかするには、沿線の方に立ち退きをしていただき道路幅員を確保し歩道と車道を分離することとなりますが、現実的には多くの方にご負担をお掛けすることにもなり難しいです。その結果、交通規制を工夫して安全を確保していくという方法に頼ることになります。今、スクールゾーンというお話がありましたが、最近はスクールゾーンに代わりゾーン 30 という交通規制を国が主導して進めています。市内でも那加地区では 3 カ所設けられています。また、鶴沼の桜木町についてもゾーン 30 の指定について公安委員会と協議しています。尾崎小、那加第 1 小前につきましても、範囲を決めてゾーン 30 を指定して範囲全体を時速 30 キロ規制していくことは可能だと思います。この場合は、その範囲に入る総ての交差点にゾーン 30 の路面標示をし、また交差点前をカラー舗装するといった措置をし、範囲全体がゾーン 30 のエリアであることを示すことができます。一方指定しますと、その地域に住まわれる方も規制の対象となりますので、一定の制限がかかることをご認識され、ご理解いただき、その地域の皆様の総意をもって要望していただければ、学校の周辺ということもありますので、公安委員会と協議してゾーン 30 の設定を進めることは可能です。それ以外で、特に通学路では歩道と車道が分離できないところは、車道は狭くなりますが、路肩を広くしてカラー舗装（グリーンベルト）をして歩行者に歩いていただくような処置をとっています。

テーマ②：防災訓練の在り方について

〈尾崎南町 2 丁目自治会長〉

新聞記事に防災は自分で、また訓練内容は住民が決めるというタイトルで書かれていますが、これは、昨年関市の津保川が氾濫した時のことで身近で起こったものです。自然災害という切り口で考えますと、このように水害、土砂の崩壊、あるいは津波、地震が想定されます。尾崎地域で考えますと、土砂崩れも一部考えられますが、地震ということとなります。そういうことで、我々は地震に対し備え、自分自身や家族を守ることが防災の原点と考えており、今回提案させていただきます。

今年度の自治会長大会での防災の講演で、日頃から自分自身でやるべきことをしっかりしていないと避難どころではないという話を聞き、その通りだと思いました。しかし、そういうことが意外と知られておらず、知っていても真剣に考えていないと思います。私も自治会長になるまでは、家具の固定などは必要だとは思っていてもやっていないのが現実でした。先般の講演会で 65 歳以上の一人暮らしの方で希望者には家具の転倒防止金具の取り付けについて各務原市は助成しているという話を聞き、自治会長大会の資料を確認したら、「自治会による自主防災活動の推

進について」という文書のなかに明記されていました。これは私だけでなく多くの方が知らないと思います。一般市民の方に自らできること、市にやってほしいこと、やるべき事等の啓蒙活動を今以上をお願いしたい。それから、尾崎地区では地震に対する防災と申し上げましたが、先般の講演会で東南海地震、南海地震が発生した場合、各務原市は震度 6 が予想されるとお聞きしました。地震については地盤の特性が大きく影響すると思います。尾崎地区は強固な岩盤の上にある状態に近いと思われるので、当然震度 6 以下と思いますが、例えば川に近い地区になりますと多少地盤が悪く液状化ということも考えられます。そういった意味で、各地区で防災対策、防災訓練の内容が違ってくべきで、実態に合わせた内容が望ましいと思います。市内では 18 箇所の避難所が指定されていますが、その地区ごとに地盤等の特性を考慮した震度の予測をして公表していただき、それを基にした実のある事前の備え、防災訓練を計画して頂きたいと思います。

もう一点ですが、尾崎小学校が避難所に指定されていますが、この場所は一番高いところにあることから、高齢者や足腰の不自由な方、要介護者の方が尾崎小学校まで避難するといっても現実的ではないと思います。そのようなことから、例えば幼稚園とか保育所といった場所も含めて分散型の避難という形で計画すべきだと思います。以上、提言させていただきます。

〈市長〉

ご提言ありがとうございます。自治会長大会での講演を聞いて頂き、まさに自助、共助、公助といった点でご紹介いただきましたが、自主防災訓練等が非常に重要だということをご認識頂いてのご提言であったと思います。まず、市が行っている施策、補助金等につきましては、今以上に PR をしっかり行ってまいりたいと思います。

市が実施しています地域防災訓練につきましては、ご紹介いただきましたように一次避難所となる 18 箇所の小学校あるいは中学校において、こちらは統一したメニューで地域防災訓練を行っています。自治会の皆様、消防団員あるいは学校の先生等にも参加、協力いただいて実施をしています。訓練の主な内容としましては、避難者カードの作成や、備蓄資機材を使用した災害発生後の避難所での様々な活動について訓練を行っています。今申し上げました「避難所」というのは、地震などの災害で自宅が被害を受けて、住む場所の無い方が、生活する場所のことです。もう一つ「避難場所」という言葉があります。こちらは、例えば台風や集中豪雨などで、洪水や土砂災害の恐れがあるときに、一時的に危険が過ぎるまでの間、避難をする場所のことです。まず、「避難所」と「避難場所」という言葉の違いがあるということをご認識いただきたいと思います。

そこで、地域防災訓練においては、地震発生後の「避難所」を想定して訓練を行っています。避難所生活においては、避難された市民の皆様にも積極的に避難所運営に関わっていただかなければなりませんので、地域防災訓練はとても重要な訓練になると考えています。

一方で、4 月 20 日の自治会長大会で村岡先生がお話された、事前の備えも非常に大切なことです。各家庭におきまして、住宅の耐震化や家具の固定、備蓄などをあらかじめ行い、自分や家族の安全を自ら守ることが自助の観点からいたしますと重要になってくると思います。そこで、昨年の地域防災訓練では、村岡先生から教えていただきました家庭内 DIG という訓練を実施しました。この家庭内 DIG というのは、訓練参加者が、自分の家の寝室などの間取りを用紙に記入しまして、ベッドやタンスなどを記入して、地震が発生した場合に家具はどのように倒れそうか、窓ガラスが割れた場合の危険についてはどうかなどをシミュレーションして、家具の配置

の見直しなどを行っていただく訓練です。

今年の地域防災訓練におきまして、避難所に関する訓練が主になりますが、それにプラスをして、事前の備えの重要性についても啓発していきたいと思っています。

そこで今、ご提言をいただきました、地域内での分散型の訓練ですが、自治会ごとに行っていただきます自主防災訓練については、実施場所や訓練内容は自由にきめていただくことができます。例えば、市職員が、住宅の耐震化、家具の固定、あるいは備蓄などの重要性についてお話をさせていただくことも可能ですし、訓練参加者が自分達の住んでいる地域の地図を囲んで、川や傾斜地、ブロック塀の多い所など災害が発生した時の危険箇所を地図に書き込むことによって、避難所までの安全な経路を考え、高齢世帯の方の家の位置を図上に落として、災害時の避難方法あるいは助け合いの方法を皆で考えていただく訓練も有効な訓練になると思います。地域によって状況、実情というのは様々でして、その状況によって取るべき行動は変わってくると思います。

そこで、家庭でできる訓練、あるいは地域の方々が集まっての災害図上訓練を重ねていただくことによって、その地域ごとの実情を把握していただくことが重要ではないかと思えます。特に、尾崎地区につきましては、台風などの大雨の際の避難場所としては尾崎小学校になりますが、地震の場合は、小学校以外の施設でも、地震の被害を免れていれば、共助で開設する避難所として使用できることもあろうかと思えます。そういったことも、自主防災訓練などを通して、地域のみなさんで一緒に考えて、あらかじめ備えておけば、いざというときに役にたつと思えます。

自主防災訓練につきましては、自治会ごとに実施するものですが、複数の自治会がまとまって行うこともできますので、ぜひご検討いただければと思います。

その内容につきましては、皆様の手元に4月の自治会長大会のときにお配りしています「自主防災の手引き」から、実施できそうな訓練種目を抜粋した資料をお配りさせていただいています。なにか、訓練内容についてご相談がございましたら、ぜひ防災対策課まで一度お問合せいただければと思います。課題や実情があって、こういったことをやってみたいということをお申し出いただければ、担当課から訓練のご紹介もさせていただきたいと思えます。

また、市では、地域での自主防災活動を促進するために、防災リーダーの育成に力を入れています。毎年10月から12月にかけて「防災ひとつづくり講座」を開催して、4日間の講座を受けていただいた方を、防災推進員に任命してまして、尾崎地区には、現在7名の防災推進員の方がおみえになります。9月の広報紙で、講座の受講者募集について掲載させていただく予定ですので、ぜひ関心をもっていただき、受講のご検討をいただければと思っています。まさに会長さんがおっしゃられるように、地域によっての実情が異なっていますので、是非、自主防災の手引きを活用していただき、自主防災訓練は重要で、有効な手立てと思えますので、実施のご検討をお願いします。ちなみに、自主防災訓練の実施につきましては、387ある自治会のうち200位の自治会で実施いただいています。とくに力をいれているところでは、公民館に自治会の方々が集まって炊き出し訓練をやられる、あるいは体の不自由な方や高齢な方をどのように公民館までお連れするのかという訓練もこの自主防災訓練で行っていただいていますので、こういった課題があるということがありましたら、先進的な事例もご紹介させていただきますので、お問い合わせいただければと思います。

〈尾崎自治会連合会長〉

今のご説明で、尾崎小学校が避難所ということでしたが、尾崎校区内の避難場所はどこを設定

されているのか教えていただきたいです。

〈市長公室長〉

尾崎小校区につきましては、土砂災害警戒区域に指定されているところがございます。その関係で大雨等の場合避難場所として使えないということがあり、公共施設としては尾崎小学校しか避難所、避難場所として利用できないのではと今のところ思っています。また、地区の公民館がございますが、地図に落としてみますと、やはり尾崎小学校が一番安全ではないかと思えます。

〈尾崎自治会連合会長〉

先程の自治会長がおっしゃられたように、現実問題、避難訓練を毎年行っているときに、参加者は「ここには避難してこない」と言われ、皆さんは行事として参加されています。実際ここに避難してくるという想定がなかなかできていない。今ご説明ありましたように、一方では立地条件ではなかなか避難場所として指定する場所が無いという大きな問題点を尾崎小校区はもっているということを行政の方でご理解していただき、ご考慮いただけるのかその展望はいかがでしょうか。

〈市長公室長〉

尾崎の現状についてはお話をさせていただきましたが、公共施設として例えば、保育所、尾崎ふれあいセンター、あるいは小学校、消防署などございますが、公共施設として設定することは今のところ土砂災害の警戒区域に入っているところは難しいので、地域の公民館で西町あたりの公民館は警戒区域から外れていると思えますので、自助、共助のなかで、そういうところを避難場所として考えていただきたい。尾崎地区については模索中で、今後の検討課題としたいと思えます。

〈尾崎自治会連合会長〉

なかなか適切な場所がないというお答えがございましたが、生協の西側にもと官舎の広大な土地が広がっています。場所的にも広さ的にも十分な土地ですので、予算等様々なことはありますが、市の方で押さえていただければありがたいと思えます。

〈市長〉

実は、計画としてですが、土砂警戒区域のうち避難場所を確保するため、安全な法面整備を行うという計画があります。財源は県と市で出すこととなりますが、来年度設計の予定になっていますので、県と市で協議が整い、設計がされ、法面整備が行われたときには、現在レッドゾーンの区域のなかに該当している施設についても、避難場所として利用可能となります。来年度から事業を進めたいと市の思いはありますが、県の予算もありますので確定できませんが、県との調整が整いましたら、速やかに整備していきたいと思えます。尾崎の皆さんが避難には困らないような対応をしていきたいと思っています。

テーマ③：これからの地域活動をふまえて

〈尾崎南町3丁目自治会長〉

三峰山と権現山の間でできたのが、尾崎団地です。この山の斜面が先程の防災の話でありました、土砂崩壊危険地域です。高いところに尾崎団地がございます。尾崎自治会連合会というのは、北洞地区を含めた尾崎北町自治会連合会、尾崎南町自治会連合会、そして尾崎西町自治会連合会がございます。ちなみに、高低差でいきますと、低い北洞町、柄山町と高いところにある尾

崎小学校でおよそ 50m の高低差があり、高低差の大きな住宅地です。次に、尾崎の人口をみますと、平成 30 年 4 月 1 日で 0 歳から 14 歳までが 511 人で 11.7%、15 歳から 64 歳までが、2,183 人で 50.1%、65 歳以上が 1,666 人で 38.2%という人口比率です。この 38.2%というのは、人口問題研究所の予測で令和の 32 年、30 年後の最高高齢化率予測の 36%ですので、既にこれを越しているのが、尾崎の人口の状況です。

もう一つ人口が減少しているということで、人口が平成 20 年に 5,995 人が平成 25 年には 5,282 人に、今現在では、4,360 人となっています。減少率をみますと、11.9%、17.4%、平成 20 年から平成 30 年度で 27.3%が少なくなっている。4 分の 1 以上が減少しているという非常に急激に減少しているということです。この大きな原因としましては、県営住宅の入居者の減少ということで、県営住宅の縮小化が表明されています。それから、尾崎への人口の流入が少ないといった事情があります。このような人口の減少が地域の維持にとって非常に危険な状態だと思います。人口の減少と高齢化のダブルパンチが 5 年先、10 年先どうなるのか、非常に危ぶまれています。ある意味、高齢化率が 50%を超えまして、都市における限界になりかねないという状況が、人口から見た尾崎の現状です。

それで、自治会の課題としまして、尾崎西町自治会連合会、こちらは県営アパートが大半ですが、全戸数 1,146 戸で入居世帯が 716 戸、入居率 62.5%で、この 716 戸のうち自治会の加入世帯は、462 戸で約 4 割が未加入という状況になっています。特にこの西町は県営住宅の縮小化が表明されていて単位自治会の合併、統合という問題が生じていますが、住居を移動することは、住民にとって大変なことということもあり、今後の大きな問題になると思います。

次に、尾崎北町と尾崎南町の連合会、こちらは戸建住宅が多いのですが、自治会の加入率は 95%以上を保っていますが、高齢化のために介護施設に移って空き家になっているという状況もあり未加入者が徐々に増えてきています。また、高齢化のために避難行動要支援者が非常に多くなっているということ、もうひとつは高齢で 1 人世帯の数が多くなっているという状況で、高齢化と加入率の減少で自治会役員の選出が年々難しくなっています。

次に、事業がやりにくくなってきたという難しさでは、参加者が少なくなり事業の維持が難しくなってきていますが、この理由として、麓から高台の小学校まで歩いて行けないということ。先程言いましたが、標高差が 50m ありますので、山の上まで歩いて行けないという状況です。それから、踊りは楽しいのですが長く踊れないということもあり、徐々に参加者が少なくなっています。

また、主催者側の問題としては、役員が高齢化して会場設営や機材設置などが困難になってきているということもあります。現在尾崎では、自治会役員や各種団体が大きな催しとして夏祭り、敬老の集い、フェスティバルを毎年開催していますが、今年、自治会では夏祭りは、極力テントや機材についてレンタルを使ってやろうということで労力を少なくしています。敬老の集いにつきましては、尾崎小学校の体育館で例年実施していましたが、小学校まで登ることが大変ということで、今年は尾崎ふれあい会館で行おうと思っています。

そこで提言ですが、今後の自治会や各種団体の活動を支えるためのサポーターを募集してボランティアを設立し、そのボランティアに助成金、補助金をだしてボランティア活動を支援していただければありがたいと考えています。それで、どのような例があるかということですが、現在の都市公園を活用して、ラジオ体操等で子ども達も大人も健康づくり事業を行う、また町内のお

花見等を開催して、コミュニケーションを図る事業もできるのではないかと思います。今年4月の尾崎祭りのときに3つの自治会で相談して、「公園で花見をしよう」となり、約180の方が集まり花見を催しました。このような各種イベントの企画、事業展開、そして複数の自治会を纏めての事務関係のサポートなどをしていただくボランティア集団をつくり活動できないかということです。

まとめとしまして、従来の自治会の業務の一部をサポートする団体を自治会と行政が育成して自治会長の負担軽減を図るとともに、住民の絆、自治会の存続を図るということをご提言いたします。

〈市長〉

自治会長さん貴重なご提言ありがとうございました。まさに自治会のみならず、各種役員の選出でお困りという話は最近よくお聞きする状況となってまいりました。子ども会さんですと、役員になるのが嫌で、子ども会に入られていない地域もあります。昔はほぼ100%の加入率だったとおもいますが、一番低いところでいきますと、市内では30%という加入率の地区もあるのが実情です。このようなことを一つ一つ課題解決を行って行って、色々と実施をしているところで、その30%のところも徐々に回復している状況です。まさに、自治会長さんのご提言も今後の自治会運営にとっては重要なご提言かと思ってお話をお聞きしました。

まとめのところで、自治会と行政がサポートする団体を育ててはどうかということですが、市としまして各務原市まちづくり活動助成金という補助制度を設けています。地域課題の解決のため、広く市民に開かれた自主的で公益的に行われる活動に対して助成を行うもので、最大年間30万円の助成が受けられるといった制度です。今年度につきましては、16の事業が補助対象事業となっていて、「災害時に備えた炊き出し訓練」や「高齢者を対象としたラジオ体操指導普及活動事業」というようなバラエティーにとんだ事業、「世代間交流ワークショップ事業」、「防犯パトロール活動事業」等もございます。那加第1・尾崎では、昨年度と今年度「中山道間の宿新加納まちづくり会」さんが、新加納地区の文化や歴史遺産を次世代に継承していく事業を行うことで地域の世代間を超えた交流を行っておられ、こちらに補助金をださせていただいています。また、「防犯パトロール事業」こちらは蘇原清住町で自治会長経験者の方を中心に構成されていて、まさに、自治会活動のサポートをしながら、地域のことは自分たちが守るといった活動をしていただいています。

この助成につきましては、まちづくり推進課に「まちづくり支援相談員」を配置していますので、ボランティア活動の構想から設立、あるいはスキルアップ、資金調達などの情報提供を行っていき、団体に寄り添いながら、その活動状況に応じた相談あるいはアドバイスを行っています。その他、新たな地域活動の担い手を育成することを目的として、特に若い世代を対象に「まちづくり担い手育成支援事業」を実施し、地域活動に踏み出す体験やきっかけの場づくりを行っています。

また、「まちづくり活動参加セミナー」を年3回実施しまして、活動の周知あるいは集客方法、活動資金の集め方等を学んでいただく、スキルアップのためのセミナーも行っています。ぜひ一度このまちづくり活動助成事業をご活用いただきたいと思います。まずは、まちづくり推進課にご相談いただければと思います。

〈尾崎自治会連合会長〉

まちづくり活動の助成金につきましては、私が青少年市民会議委員長の時に2年いただき、助けをいただき感謝しています。ただ、今回の提言につきましては、大きなイベントや街おこしの事業のサポートではなく、例えば単位自治会における総会資料の作成とかまとめ役など、極めて地域の限定された日常の活動のなかのサポートも助成金の対象としていただきたいということです。

もう一点、今年の尾崎夏祭りでは東海学院大学の学生さんから先生を通してボランティアの申し出をいただきましたが、お弁当を出す予算もないのですが、このような細かなことにたいして、市からどのようなご対応をいただけるのかお尋ねします。

〈まちづくり推進課長〉

まず、まちづくり活動助成金ですが、こちらは地域の課題にたいしての取り組みとなりますので、事務の補助ということは対象外となります。ただ、自治会の負担軽減ということで、拡充いたしましたエリア担当員等の職員が自治会長さんに寄り添って、きめ細かくサポートさせていただきますのでご理解いただければと思います。

それから、以前、東海学院大学の学生と地元尾崎の方を含めて、尾崎地域をどうして良くしていこうかというワークショップを行いました。そのご縁で東海学院大学とは尾崎地区は様々な繋がりがあがるかと思っています。先日、東海学院大学の先生とお話していたなかで、新しくなった食堂にその時のご縁で、尾崎の方もたくさん来ていただいて今も交流があるという話をお聞きしています。そういったことで、尾崎の夏祭り等に対して今も繋がりがあると聞いて私もうれしく思いましたし、今後も続いていけば良いなと思っています。そういったなかで我々に何が出来るかということですが、お金だけではないと思いますが、専門の相談員、エリア担当員、その他職員も自治会に寄り添って今後も一緒に考えていきながら、進めていきたいと思っています。

○行政の説明

- ・ひとの活躍・まちの活気

しあわせ実感かかみがはら

○連合会長まとめのことば

○市長まとめのことば